

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成31年3月29日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「南部総合県民局阿南本館で4F、2Fの職員の残業時間及び、手当ての分かる書類。各上位3名の者。（平成30年度分）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成31年4月12日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「南部総合県民局地域創生部〈阿南〉職員のうち、2階に在席する職員に係る超過勤務手当上位3名の給与支給明細書（平成30年4月1日から平成31年3月29日まで）」（以下「公文書①」という。）及び「南部総合県民局地域創生部〈阿南〉職員のうち、2階に在席する職員に係る超過勤務時間上位3名の超過勤務月別実績一覧（平成30年4月1日から平成31年3月29日まで）」（以下「公文書②」という。）と特定し、公文書①については条例第8条第1号に規定する情報に該当するため非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を、公文書②については公文書公開決定処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成31年4月23日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年1月23日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

請求文書のすべての開示を求める。

2 審査請求の理由

あるべき書類（給与支給明細書）の中で、残業手当金額と時間給が出さないは、可笑しいので出せ。又農林では公開している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分内容及び理由

公文書①は南部総合県民局地域創生部阿南庁舎の職員のうち、2階に在席する各職員に対し平成30年度中に支払われた超過勤務手当の支給額が記録されている文書であり、公文書②は南部総合県民局地域創生部阿南庁舎の職員のうち、2階に在席する各職員に係る平成30年度各月における超過勤務時間数が記録されている文書である。

当庁は、本件請求に対し、公文書①については、条例第8条第1号に該当するため公文書非公開決定処分を行い、公文書②については、超過勤務時間そのものは公務の遂行に係る情報であり、個人に関する情報ではあるものの、条例第8条第1号ただし書に掲げる情報に該当するものであることから公文書公開決定処分を行った。

審査請求人の主張のとおり、農林水産部阿南庁舎と同様に、給与支給明細書を公開した場合、その内容が部分公開であったとしても、公文書②により各職員の超過勤務時間数が明らかとなっているため、その時間数のほか、各職員の職階等の情報が組み合わせられることによって各職員の超過勤務手当の支給額の特定につながるおそれがある。職員の個人別の超過勤務手当の支給額は個人の収入等財産の状況が明らかとなる職員個人の私的な情報であって、個人に関する情報であり、条例第8条第1号に該当する。

以上により、本件処分は、条例第8条第1号に該当することを理由に公文書非公開決定処分を行ったものであり、違法又は不当な点はない。

第5 審査請求人の反論要旨

実施機関の弁明書に対し、審査請求人から反論書が提出されており、その内容は、おおむね次のとおりである。

全部公開が正解であると要求する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年1月23日	諮問
令和6年10月28日	審議

第3部会（第13回）	
同 年 1 1 月 2 9 日 第3部会（第14回）	審議

第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の対象公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を公文書①及び公文書②と特定し、公文書①については本件処分を行い、公文書②については公文書公開決定を行った。

これに対して、審査請求人は、給与支払明細書の残業手当金額と時間給を出さないのはおかしいと主張しており、実施機関が非公開とした公文書①の公開を求めていることから、本件請求に係る公文書の特定については争いがないことが認められる。当審査会としても、実施機関の行った公文書の特定は妥当と判断し、以下、実施機関が条例第8条第1号に該当するとして非公開とした本件処分の妥当性について検討する。

2 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定しており、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開とする旨を規定している。

また、条例第8条第1号ただし書の規定により本号の個人情報から除かれているものとしては、「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」（本号ハ）が規定されている。

本号ハについては、どのような地位にある、誰が、どのように職務を遂行しているかについては、たとえ特定の公務員等が識別される結果となるにしても、個人に関する情報としては非公開とはしないとする趣旨である。「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」については、公務員等がその担当する職務を遂行する場合における当該情報をいうものであり、行政処分その他の公権力の行使に係る情報のほか、会議の出席等職務に関する事実行為も含まれる。しかし、公務員等の情報であっても、公務員等の住所、電話番号、健康状態などの個人の属性に関する情報や勤務成績、処分歴などの身分取扱いに係る情報は、本号ハの対象となる情報には当たらないこととされている。

3 本件処分の非公開情報該当性について

公文書①は、所属名、職員番号、職員の氏名、職階、超過勤務手当を含む各種手当、給料表・級・号俸、給料、印影等の情報が記載されており、これらは個人に関する情報であって、これにより特定の個人を識別することができるものであるから、条例第8条第1号本文に該当することは明らかである。

公文書②は、職員の所属、担当名、氏名、超過勤務の日付、開始時間、終了時間及び業務内容等の情報が記載されており、実施機関は条例第8条第1号ハに該当するとして公文書公開決定を行っている。条例第8条第1号ハにおいて、公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分は原則非公開の例外として取り扱われるべき情報とされており、公文書②に記載されている超過勤務時間は、各職員が上司の命令を受けて従事した時間であるため、条例第8条第1号ハに規定する職員の職務の遂行に係る情報であることが認められる。

一方、審査請求人が求めている超過勤務手当と時間給の情報については、各職員個人に支払われた具体的な金額であり、職員の収入や財産等の私的な情報であるから、職員の職務遂行と直接の関連を有する情報ではなく、条例第8条第1号ハには該当しない情報である。

以上のことから、公文書①について、条例第8条第1号に該当するとして非公開とした実施機関の説明に不合理な点はない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
岩 田 晴 美	四国大学生生活科学部教授	
遠 藤 理恵子	弁護士	部会長
田 中 里 佳	公認会計士、税理士	
橋 本 正 成	弁護士	